

## 香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等 に関する規則

平成 21 年 7 月 28 日

規則第 14 号

改正 平成 22 年 2 月 1 日規則第 1 号  
平成 22 年 3 月 1 日規則第 2 号  
平成 22 年 8 月 31 日規則第 8 号  
平成 23 年 2 月 25 日規則第 5 号  
平成 23 年 3 月 30 日規則第 8 号  
平成 24 年 3 月 30 日規則第 5 号  
平成 28 年 2 月 26 日規則第 3 号  
平成 28 年 7 月 8 日規則第 10 号  
平成 28 年 10 月 31 日規則第 12 号  
令和 4 年 2 月 25 日規則第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、香取市、東庄町の可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物の収集に係る指定袋（以下「指定袋」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の規格等)

**第 2 条** 指定袋の規格等は、別表及び別図 1 に掲げるとおりとする。

(指定袋の包装材の様式等)

**第 3 条** 指定袋は、その種類ごとに 10 枚を袋に収納又は紙帯等で結束し、1 枚ずつ容易に取り出せるものとする。

2 指定袋を収納する袋（以下「外袋」という。）又は結束する紙帯等（以下「結束帯」という。）は、その表面の見やすい位置に次に掲げる事項（別図 2）を表示しなければならない。

ただし、可燃ごみ指定袋は第 1 号及び第 2 号を除く。

- (1) 香取広域市町村圏事務組合指定袋の文字
- (2) 香取広域市町村圏事務組合認定の文字
- (3) 指定袋の種類及び大きさ

- (4) 製造業者名
- (5) 生産国名
- (6) J A Nコード
- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項  
(指定袋の認定の申請)

**第4条** 指定袋（可燃ごみ指定袋を除く。）を製造しようとする者は、当該製造しようとする袋について、あらかじめ香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、指定袋認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 法人の場合には、定款又は登記事項証明書
- (2) 個人の場合には、履歴書及び住民票の写し
- (3) 業務経歴書
- (4) 販売経路
- (5) 袋の厚さ試験結果、引張強度算定表（公的機関発行の証明書等）
- (6) 袋ごとの販売予定価格一覧表
- (7) 袋の見本品
- (8) 他市町村等の認定を受けている場合は、認定書等の写し  
(指定袋の認定)

**第5条** 管理者は、前条の申請に係る袋が第2条に規定する規格に適合していると認めるときは、当該袋を指定袋に認定をするものとする。

2 管理者は、前項の認定をしたときは、申請者に指定袋認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(名称使用の制限)

**第6条** 香取広域市町村圏事務組合指定袋の文字は、前条の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）でなければ、使用することができない。

(改善の指示)

**第7条** 管理者は、認定者の製造した袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、認定者に対し、その改善を指示するものとする。

(認定の取消し)

**第8条** 管理者は、認定者が前条に規定する改善の指示に従わないときは、指定袋認定取消書（別記第3号様式）により当該認定を取り消すものとする。

2 前項の規定は、虚偽の申請をした場合において準用する。

3 第1項の規定による認定の取消しを受けた者は、直ちに指定袋認定書を管理者に返還しなければならない。

(認定の廃止届出)

**第9条** 認定者が当該指定袋の認定を廃止しようとするときは、指定袋認定廃止届出書（別記第4号様式）に指定袋認定書を添えて、管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合、認定が取り消されたものとする。

(認定者等の変更届出)

**第10条** 認定者は、指定袋認定申請書に記載した事項に変更等が生じたときは、指定袋認定事項変更届出書（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合、第5条第2項に定める指定袋認定書を交付する。

(認定者の責務)

**第11条** 認定者は、指定袋の品質の管理及び流通に十分留意し、指定袋の円滑な製造及び販売が行われるように努めなければならない。

2 認定者は、指定袋販売店に指定袋を納入したときは、その納入数を翌月の20日までに管理者に報告しなければならない。

3 認定者は、管理者から指定袋の品質及び流通について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(指定袋販売店の指定)

**第12条** 可燃ごみの指定袋を販売しようとする者は、指定袋の販売を行う店舗等ごとに、指定袋販売店指定申請書（別記第6号様式）により、管理者に申請するものとする。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、その者が販売人として適当であると認めるときは、販売店に指定するものとする。

3 管理者は、前項の指定をしたときは、申請者に指定袋販売店指定書（別記第7号

## 香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則

様式) 及び標札 (別図 3) を交付するものとする。

(標札の掲示)

**第 13 条** 指定を受けた販売者は、前条第 3 項の規定により交付された標札を、販売店ごとに当該店舗の入口付近の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定袋販売の中止届)

**第 14 条** 指定袋販売者が当該指定袋の販売を中止しようとするときは、指定袋販売中止届出書 (別記第 8 号様式) に指定袋販売店指定書及び標札を添えて、管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合、指定が取り消されたものとする。

(指定袋販売の変更届)

**第 15 条** 指定袋販売者は、指定袋販売店指定申請書に記載した事項に変更等が生じたときは、指定袋販売店指定事項変更届出書 (別記第 9 号様式) を管理者に提出しなければならない。

(指定袋販売者の責務)

**第 16 条** 指定袋販売者は、販売する指定袋が第 5 条第 1 項の規定による認定を受けたものであることを確認しなければならない。

2 指定袋販売者は、指定袋の品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。

(その他)

**第 17 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 7 月 28 日から適用する。

**附 則** (平成 22 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 22 年 3 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年 8 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 2 月 28 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

## 香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則

### **附 則**（平成 23 年 3 月 30 日規則第 8 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### **附 則**（平成 24 年 3 月 30 日規則第 5 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### **附 則**（平成 28 年 2 月 26 日規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### **附 則**（平成 28 年 7 月 8 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

### **附 則**（平成 28 年 10 月 31 日規則第 12 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第 2 条の規定による指定袋の製造その他の準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

### **附 則**（令和 4 年 2 月 25 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第 2 条の規定による指定袋の製造その他の準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則

別表（第2条）

指定袋の規格

種別		可燃ごみ 40リットル	可燃ごみ 25リットル	可燃ごみ 15リットル	不燃ごみ	ビン・カン (大) 40リットル	ビン・カン (小) 20リットル	ペット ボトル
素材		高密度ポリエチレン						
厚さ(mm)		0.025						0.020
形状		取手部付きガゼット袋						
サイズ (mm)	縦	800	650	640	800	600	800	800
	横 ※	450 (650)	350 (500)	300 (440)	450 (650)	350 (500)	450 (650)	450 (650)
色		無色 (半透明)			赤色 (半透明)	黄色 (半透明)		緑色 (半透明)
表示文字等		別図1-1			別図1-2	別図1-3		別図1-4
製造加工 精 度		シール状態		空気を入れて外部から圧力を加えたとき、シール部から破れないこと。 異物の付着、混入がないこと。				
		外 観		異物の付着、混入による汚れ、キズ等がないこと。				
印 刷		割 付		片面1色印刷、別図1のとおり				
		文字色		可燃ごみ・・・緑色 不燃ごみ、ビン・カン、ペットボトル・・・黒色				
		その他		家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく 家庭用品の品質に関する表示 指定袋の取扱いについての注意事項 製造元の表示				
外 袋		別図2						

※ ( ) 内は、マチ幅を含めたサイズ

**別記**

**第1号様式**（第4条第2項）

指 定 袋 認 定 申 請 書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 様

住 所

氏 名

⑩

(法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)

電話番号

香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第4条第2項の規定により、指定袋の認定を受けたいので関係書類及び見本を添えて申請します。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 1 指定袋の規格  | 別紙のとおり |
| 2 申請者等の概要 | 別紙のとおり |

別 紙

1 指定袋の規格

種別 \ 項目	容 量	材 質	厚 さ	商 品 見 本
不燃ごみ用	40 リットル	高密度ポリエチレン		別添
ビン用・カン用 (大)	40 リットル	高密度ポリエチレン		別添
ビン用・カン用 (小)	20 リットル	高密度ポリエチレン		別添
ペットボトル用	40 リットル	高密度ポリエチレン		別添



香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則

2 申請者等の概要

(1) 製造業者等の所在地	① 住所 (            -            ) ② 会社名 ③ 電話番号 ④ FAX			
(2) 業 種 等	① 製造業		④ 資本金 千円	
	② 製袋業 ③ その他 (業種を記載)		⑤ 従業員数 人	
(3) 袋の製造販売等の諸業務を担当する者の連絡先	① 会社名 ② 所在地 (            -            ) ③ 所 属 ④ 氏 名 ⑤ 電話番号			
(4) 年間生産等の予定数量	不燃ごみ用	千枚	ビン・カン用	千枚
	ペットボトル用	千枚		
(5) 主たる製造場所	① 工場名 ② 所在地 (            -            ) ③ 電話番号			
(6) 外国等から輸入の場合	① 製造会社名 ② 所在地 ③ 輸入予定量		千枚/年	
(7) 製品の品質・安全性への措置				
(8) 製品のエネルギー、資源の使用に関する配慮				
(9) 製品が廃棄物となった場合の処理方法				

**第2号様式**（第5条第2項）

指 定 袋 認 定 書

年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった指定袋の認定申請について、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第5条第1項の規定により次のとおり認定する。

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 認定年月日 | 年 月 日           |
| 2 認定番号  | 号               |
| 3 認定規格  | (1) 種別 認定申請のとおり |
|         | (2) 容量 認定申請のとおり |
|         | (3) 材質 認定申請のとおり |
|         | (4) 厚さ 認定申請のとおり |
| 4 製造者名  |                 |

- (注) 1 香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則に定める表示をすること。
- 2 認定規格又は認定以外の製造、販売等を行った場合は、認定を取り消します。

**第3号様式**（第8条第1項）

指 定 袋 認 定 取 消 書

年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 印

香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第8条第1項の規定により、香取広域市町村圏事務組合指定袋の認定を取り消します。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 取消年月日 年 月 日
- 4 取消理由

（教示）

この通知に不服がある場合は、この通知を受取った日の翌日から起算して3箇月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求をしなくても、この通知を受取った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において香取広域市町村圏事務組合を代表とする者は管理者となります。）この通知による処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

**第4号様式**（第9条第1項）

指定袋認定廃止届出書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 様

住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)  
電話番号

指定袋認定を廃止したいので、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第9条第1項の規定により届け出ます。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 廃止年月日 年 月 日
- 4 廃止の理由

**第5号様式**（第10条第1項）

指定袋認定事項変更届出書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 様

住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)  
電話番号

指定袋認定事項を変更したいので、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第10条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

第6号様式 (第12条第1項)

指定袋販売店指定申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 様

住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)  
電話番号

貴組合の指定ごみ袋の販売をしたいので、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第12条第1項の規定により次のとおり申請します。

(太線枠内の全てに記入して下さい。)

指定袋販売所所在地	
名称 (店舗名・商号等)	電話番号
袋販売代金請求先	住 所 氏 名 ※申請者と同一の場合は記入不要です。

※ 複数の店舗等がある場合は、各店舗ごとに申請書を提出して下さい。

**第7号様式** (第12条第3項)

指定袋販売店指定書

年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった指定ごみ袋販売店指定申請について、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第12条第2項の規定により次のとおり指定する。

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 号
- 3 指定店舗名称
- 4 指定店舗所在地

(注) 1 香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第12条第3項に定める標札を表示すること。

**第8号様式**（第12条第1項）

指定袋販売中止届出書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 様

住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあつてはその名称及び代表者職氏名)  
電話番号

指定袋の販売を中止したいので、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第14条第1項の規定により届け出ます。

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 中止年月日 年 月 日
- 4 中止の理由



**第9号様式**（第15条）

指定袋販売店指定事項変更届出書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合  
管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつてはその名称及び代表者職氏名）

電話番号

指定袋認定事項を変更したいので、香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第15条の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

別図1 (第2条)

1 可燃ごみ用

香取市・東庄町

# 可燃ごみ専用袋

40ℓ・25ℓ・15ℓ

マナーを守ってきれいなまちづくり



挿 絵

- ・この袋で出せるものは、生ごみ・皮革類・プラスチック類・再資源化できない紙類・古布類などです。
- ・収集日の朝8時までに出してください。
- ・収集日以外の日や収集後、又は夜間には出さないでください。

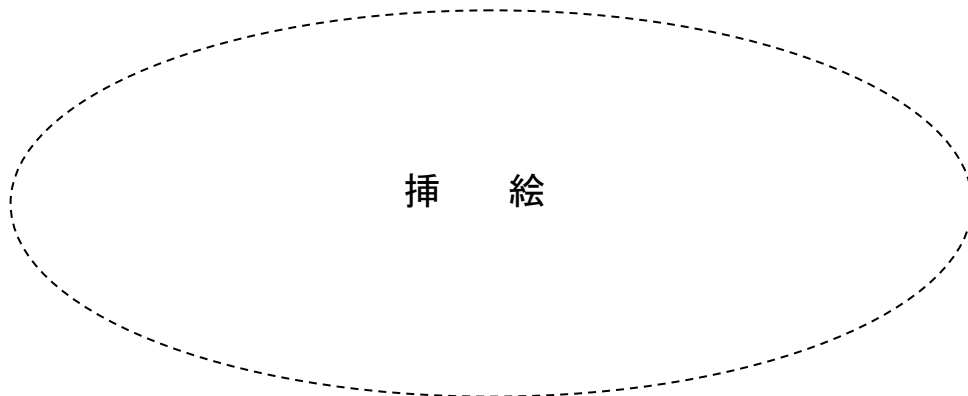
香取広域市町村圏事務組合

2 不燃ごみ用

香取市・東庄町

不燃ごみ専用袋

マナーを守ってきれいなまちづくり



- ・この袋で出せるものは、小型の金属類・ガラス類・陶磁器類・電球・蛍光灯・乾電池などです。
- ・刃物類、ガラス類等の鋭利なものは、新聞紙等で包んでからこの袋に入れて出してください。
- ・収集日の朝8時までに出してください。

香取広域市町村圏事務組合

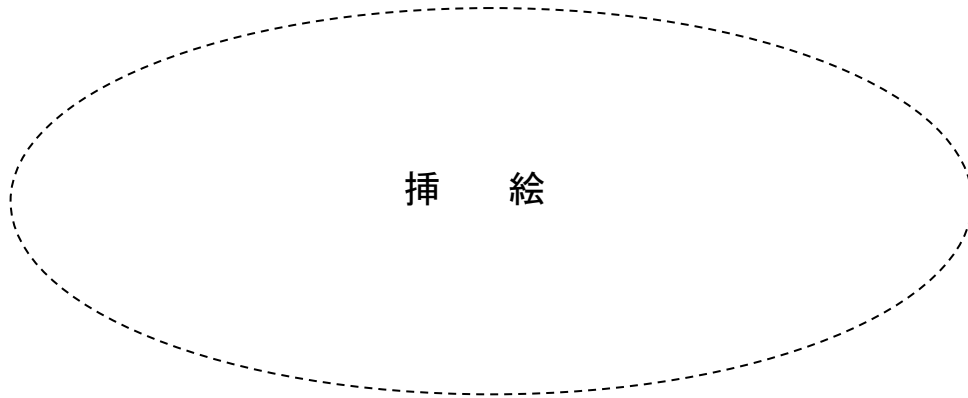
3 ビン・カン用

香取市・東庄町

# ビン・カン専用袋

大・小 (40ℓ・20ℓ)

マナーを守ってきれいなまちづくり



- ・この袋で出せるものは、飲食用の空きビン・カンなどです。
- ・収集日の朝8時までに出してください。

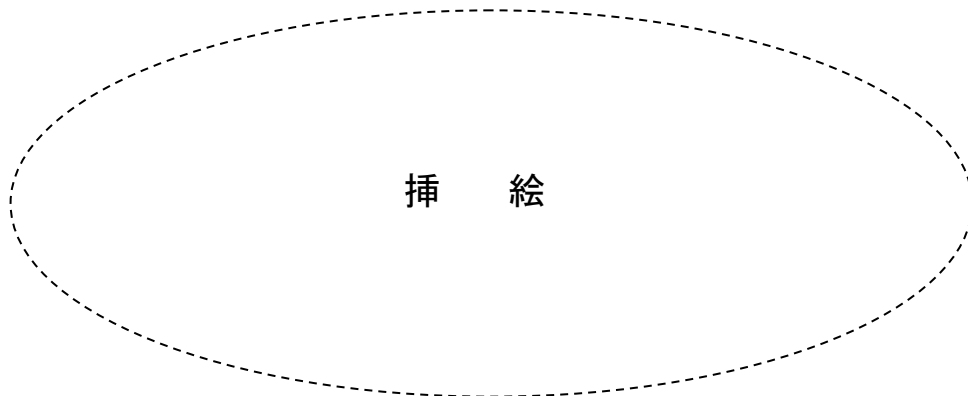
香取広域市町村圏事務組合

4 ペットボトル用

香取市・東庄町

ペットボトル専用袋

マナーを守ってきれいなまちづくり



- ・この袋で出せるものは、清涼飲料・しょうゆ・麺つゆ・酒類等の容器で、ペットボトル識別表示マークの入ったものに限ります。
- ・キャップとラベルを取り、必ず中を洗浄した後、よく水を切って出してください。
- ・収集日の朝8時まで出してください。

香取広域市町村圏事務組合

**別図2**（第3条第2項）

1 指定袋（可燃ごみ）の包装用外装、結束帯

(1) 表面

香取市・東庄町	
可燃ごみ専用袋	
(40ℓ・25ℓ・15ℓ)	袋の形態と寸法表示 (図形)
○○ℓ×10枚入り	
香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第3条 第2項第5号から第7号の規定事項	

(2) 裏面 印刷なし

2 指定袋（不燃ごみ、ビン・カン及びペットボトル）の包装用外装、結束帯

(1) 表面

香取広域市町村圏事務組合指定	
香取市・東庄町	
(不燃ごみ、ビン・カン、ペットボトル) 専用袋	
容量	
10枚入り	寸法
	厚さ
袋の形態と寸法表示 (図形)	香取広域市町村圏事務組合指定袋の様式及び認定等に関する規則第3条第2項第5号から第7号の規定事項
	香取広域市町村圏事務組合認定 (製造業者名)

(2) 裏面 印刷なし

**別図3** (第12条第3項)

標 札

